

2. 水道の広域化計画の策定業務(上水・簡水統合)

概要

厚生労働事務次官通知(H19.6.11)において、平成21年度までに統合計画を策定した簡易水道事業のみ補助対象となります。なお、既存の水道事業に統合可能な簡易水道事業や給水原価や施設整備費が安価な事業も補助対象としない、としています。

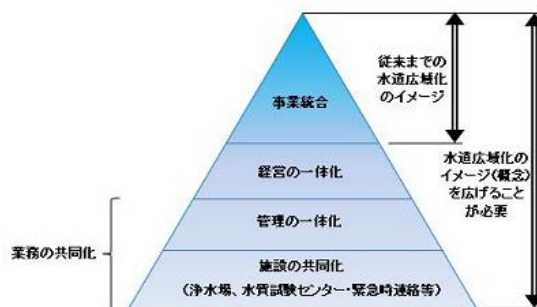
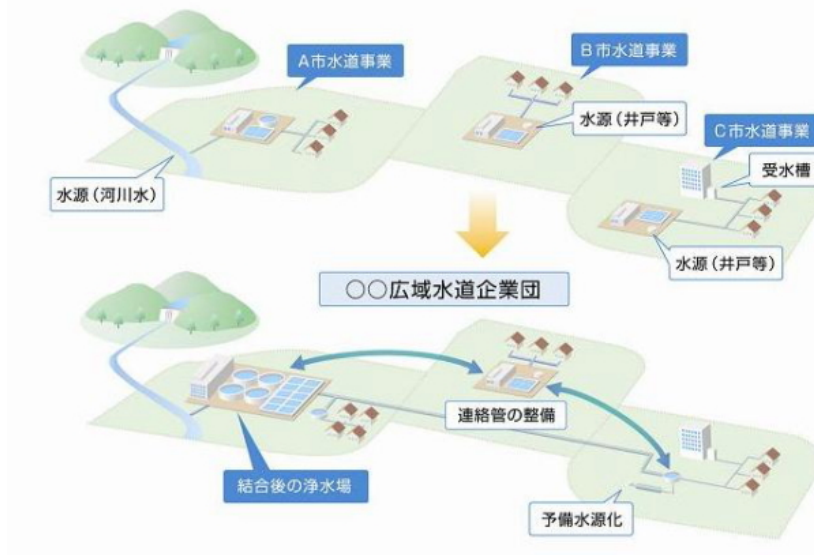
業務実施のメリットや効果

- ① 簡易水道統合整備事業は国庫補助の対象となります。
- ② 物理的に接続しないソフト統合における遠方監視設備の導入も国庫補助の対象となります。
- ③ 特定簡易水道の国庫補助は平成28年度末までとされています。

- ◆ 簡易水道事業統合計画書に基づく、統合整備事業の推進のバックアップをします。
- ◆ 簡易水道統合に関連する、会計統合支援、事業統合支援(変更認可)を行います。
- ◆ 簡易水道統合整備事業に関する国庫補助申請を支援します。

「新たな水道広域化」の推進に当たっては、持続的な事業運営、給水サービスの向上を図るため、水道施設に係わる管理において、従来の単独事業体内での集中化・一元化等に加え、他事業体も含めた広域的設備管理を推進していく必要があります。

水道の広域化対策



(出典:水道施設における広域的設備管理マニュアル/日本水道協会)

広域化により期待される効果

広域化の形態		事業統合	経営の一体化	管理の一体化	施設の共同化		
		①企業団化等複数の水道事業による事業統合（水平統合） ②用水供給事業と水道事業の統合（垂直統合）	①同一の経営主体が複数の事業を経営	①中核となる水道事業への管理委託 ②管理組織への業務の共同委託 ③用水供給事業による受水団体の管理一体化	①浄水場等共同施設の保有 ②緊急時の連絡 ③災害時の応援協定		
期待される効果							
技術基盤の効果	水需給	水需給の不均衡解消	◎	—	—	—	
		複数水源による供給安定性の向上	◎	—	—	—	
	施設	施設整備水準の平準化	◎	◎	—	◎	
		施設の統廃合・効果的な更新	◎	—	—	◎	
	管理	人材確保・技術力の確保	◎	◎	○	—	
		管理体制の強化	◎	◎	○	—	
	緊急時	緊急時体制の強化	◎	◎	○	○	
		水源の多元性によるバックアップ態勢強化	◎	—	—	○	
	経営基盤の効果	財源	更新財源の確保	—	—	—	—
		事業計画	柔軟な事業計画	◎	○	—	—
運営		効率的運営	◎	○	○	○	
サービス		料金格差の是正	◎	—	—	—	
		情報提供、利用の利便性拡大	◎	◎	○	—	
		支払窓口の利便性拡大	◎	◎	—	—	
		未給水地域解消	◎	—	—	—	

◎：効果が期待できる。 ○：内容に応じて効果が期待できる。

(出典：水道施設における広域的設備管理マニュアル/日本水道協会)